

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第九号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第四十九条の二第一項の規定による不服申立て若しくは法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第五十一条第一項の規定による審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第四条第三項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を「補償法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。